

生駒市訓令甲第6号

生駒市職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年9月21日

生駒市長 山下 真

生駒市職員表彰規程の一部を改正する訓令

生駒市職員表彰規程（昭和61年10月生駒市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生駒市職員定数条例（昭和42年4月生駒市条例第4号）第1条に定める職員（以下「職員」という。）」を「本市の職員」に改める。

第2条第3項中「職員」の次に「（生駒市職員定数条例（昭和42年4月生駒市条例第4号）第1条に定める職員に限る。第12条第1項において同じ。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成23年9月21日から施行する。